

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	援護年金等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

厚生労働大臣は、戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金及び遺族一時金(以下「援護年金等」という。)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報を適切に管理し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律その他関係法令等を遵守し、システム上の整備をはじめ必要な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

厚生労働大臣

公表日

令和7年11月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	援護年金等に関する事務
②事務の概要	・厚生労働省は、戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和27年法律第127号)に基づく各種年金等請求の受付、審査、裁定及び受給者管理等の事務を行う。 ・これらの一連の業務には、援護システムが利用されている。
③システムの名称	援護システム
2. 特定個人情報ファイル名	
援護年金等受給者データファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表の第32の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第19条 ○住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の9(国の機関等への本人確認情報の提供)、別表第一の78の項 第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)、別表第二の5の32 第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供)、別表第三の7の18 第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)、別表第四の4の32 第30条の15(本人確認情報の利用)、別表第五の10の5
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	厚生労働省社会・援護局援護・業務課
②所属長の役職名	援護・業務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	○厚生労働省 大臣官房総務課公文書監理・情報公開室 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 TEL: 03-5253-1111(内線7129、7128) (http://www.mhlw.go.jp/jouhou/hogo05/index.html)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	厚生労働省 社会・援護局援護・業務課 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 03-5253-1111(内線3445)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、個人番号登録の際には、本人からの個人番号取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には基本4情報又は性別以外の3情報による照会を行うことを厳守している。 上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書等の保管、廃棄	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	厚生労働省情報セキュリティポリシー及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。 物理的安全管理措置として以下の対応を徹底する運用としている。 ・ 特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管する。 ・ 特定個人情報が記載されたファイル等は、端末等への保存を一切禁止、外部に持ち出すことも禁止する。 ・ 不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認する。 ・ 特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存する。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

[illegible]